

## 『和林兵馬劉公去思碑』より：元代カラコルム行政の一端

村岡， 倫  
龍谷大学

<https://doi.org/10.15017/1657874>

---

出版情報：九州大学東洋史論集．43， pp.1-21， 2015-03-31．九州大学文学部東洋史研究会  
バージョン：  
権利関係：



# 『和林兵馬劉公去思碑』より — 元代カラコルム行政の一端 —

村 岡 倫

## はじめに

筆者は、20年ほど前に開始された日本・モンゴル共同プロジェクト、通称「ピチェース・プロジェクト」（「ピチェース」はモンゴル語で「碑文」の意味）のメンバーとして、モンゴル国現存の碑文の調査・研究に携わってきた。プロジェクトの研究対象は、突厥時代からモンゴル時代に至るまでの碑文であり、その研究成果は、1999年に当時の日本側代表であった森安孝夫とモンゴル側代表A. オチルの共同編集によって報告書が刊行された〔森安・オチル1999〕。その後、プロジェクトは日本側の代表を松田孝一に代えて、主にモンゴル帝国・元朝時代の碑文に特化し、現在に至るまで継続されてきた。その間、研究対象の中心となったのは、ハラホリン郡にあるチベット仏教寺院、エルデネ・ゾー僧院内に所蔵されていたモンゴル帝国の旧都カラコルムに関連する碑文であった。

エルデネ・ゾー僧院は、16世紀末に、すでに廃墟となっていたカラコルムの資材を再利用して建立されており、その際、残されていた数多くの碑石も資材として使われた。現在、それらは若干の例外を除き、そのほとんどが、2011年に日本の無償援助によって僧院の近くに開設された、カラコルム博物館に移され、保管されている。2013年3月には、先の報告書刊行以降に発見された碑文も含め、これまでの研究を整理する形で、松田とオチルの共同編集によって、改めて研究成果報告書が刊行された〔松田・オチル2013〕。

従来、モンゴル帝国第2代オゴデイ・カアンによって建設されたカラコルムは、第4代モンケの時代にかけて帝国の首都として繁栄したが、第5代クビライが即位し、帝国の中心が上都・大都（現在の北京）地区の新たな首都圏に移ったことによって、帝室発祥の地という特別な意味は有したもの、その地位は低下し、モンゴル高原の一地方都市として存在しただけという認識が一般的であった。しかし、ピチェース・プロジェクトによる調査・研究では、その通説に大きな疑問が投げかける成果が得られた。エルデネ・ゾー碑文の多くは、1330年代から40年代にかけて立てられたものであり、当時カラコルムには、諸宗教の施設をはじめ、多くの建造物が建立され、モンゴル人はもちろん、漢人やムスリムを含む色目人など数多く

の官僚たちが、それらの建設に関わったことが記されていた。これによって、従来の認識と違い、14世紀においてもカラコルムは、確固たる行政機構を有する重要な都市であったことが明らかとなったのである<sup>(1)</sup>。

このようなカラコルムの行政に携わった漢人官僚の一人が、本稿で取り上げる『和林兵馬劉公去思碑』(以下『劉公碑』と略する)の碑主、劉天錫であった。言うまでもなく、「和林」とはカラコルムのことである。劉天錫が「和林兵馬」としてカラコルムに赴任したのは、天暦年間(1328～1329)のことであった。『劉公碑』は、3年の任期を終え、漠地に帰ることになった彼の任期中の功績を称えるために作られ、至順2年(1331)に立石された(後述、碑陽の08および18行目の注参照)。この碑については、他のエルデネゾー碑と同じように、すでにラドロフの*Atlas*によって拓影が公開されており[Atlas, pl. XLVI]、李文田も『和林金石録』(以下、『和録』と略)に移録し、校勘を付している[『和録』11470～11472]。ピチュース・プロジェクトにおいても、1998年のエルデネ・ゾー調査の折に拓本を採取したが、1999年の研究成果報告書には載せることができず、その後も長く報告がなされないままであった。ひとえに、この碑の担当を仰せつかった筆者の怠慢によるものであったが、ようやく、前述の松田・オチル2013の発刊に際して、『劉公碑』に関する基本データ、拓影、碑陽の釈文・訓読・注・現代日本語訳・英訳、碑陰の釈文(碑陰は人名の羅列)を掲載することができた[村岡2013a]。しかし、紙幅の都合もあり、考察は最小限度に留め、碑の歴史的意義については今後の課題とした。本稿は、その責めを果たすものである。今回の考察が、元朝時代におけるカラコルムおよびモンゴル高原の政治状況理解の一助となれば幸いである。

## 1 『和林兵馬劉公去思碑』釈文・訓読・注

『劉公碑』の釈文・訓読・注・日本語訳・英訳については、すでに2013年発行の報告書に掲載したことは前述の通りである[村岡2013a]。ここではその全てを再録する煩は避けるが、後の考察の過程で必要となるので、碑陽の釈文・訓読・注だけは示しておくことにしたい。

### (1) 碑陽の釈文

題額01和林兵

題額02馬劉公

題額03去思碑

- 01 和林兵馬劉公去思碑
- 02 和林兵馬司儒學正張思明  
撰
- 03 和寧路儒學正彭詣書丹并篆蓋
- 04 易之為書也廣大悉備有天道焉有人道焉有地道焉是故立天之道曰陰與陽立地之道曰柔與剛
- 05 立人之道曰仁與義參三才而贊化育所以親父子而正君臣惟和林乃
- 06 皇元興隆之地因河口制曰和林猶夏后氏安邑殷之亳周之岐鄠凡官治與京畿同
- 07 嶺北等處行中書省和寧路總管府和林兵馬司由是立焉
- 08 朝廷垂創無疆之計口哉美矣于茲有年兵馬劉公天錫字受之汴梁人孝友純篤親闈具慶天曆中膺
- 09 上命來任是職三載口成父老請曰前兵馬劉公歷政於是也存乎德行不言而信擬勒石紀其功德徼
- 10 予文予口非名筆不獲已遂諗之而識其槩公之聽訟也片言折之無留日東而作晡而退
- 11 先皇帝大駕北還行營駐蹕百萬供需一所給公謨謀方略不集力而辦貸於民而償於官奉命弗失公
- 12 之忠勤若是邪獄有商人致命莽萊兇徒逃竄無尋跡輿疑其同行公唯追繫囹圄不一鞠驗庸人還
- 13 籍遣部卒不遠數百里詣地獲之得情坐罪前所繫咸釋公之明果若是耶歲大旱苗槁公沐浴齋戒
- 14 禱于神祇未移時雷雨交作越明日沾足百穀用成公之誠感若是邪社稷壇壝未建公闢而新之
- 15 三皇廊廡未備公葺而完之聽斯言也觀其行也公之德政可書也天道其順乎人道其昭乎地道其
- 16 敏乎君臣之義其口乎昔召伯之教明於南國民詩歌之曰蔽芾甘棠勿剪勿伐召伯所芴思其人而
- 17 愛其樹斯碑也蔽芾甘棠也後之人思公之德政也如周人之思召公云
- 18 至口二年歲在辛口十月甲子父老張山 周元 婁溫 陳貴 張天祿 常仲興 李溫 趙融
- 19 周亨 馬君勝 王俊 曹政 裴全 宋懷德 楊德 白良 楊德 趙誠 楊潤立石
- 20 首領趙仲實李伯顏普華

## (2) 碑陽の訓読

- 01 和林兵馬劉公去思碑

- 02 和林兵馬司儒學正張思明撰  
03 和寧路儒學正彭詣書丹并篆蓋  
04 易の書たるや、廣大<sup>悉く</sup>備わる。天道あり、人道あり、地道あり。  
是の故に、天の道を立つ、曰く、陰と陽と。地の道を立つ、曰く、柔と剛と。  
05 人の道を立つ、曰く、仁と義と。三才を<sup>まじ</sup>参えて化育を<sup>たす</sup>贊く。父子に親しみ君臣を正す所以なり。惟れ和林は乃ち  
06 皇元興隆の地なり。因て河□制に曰く、和林は猶お夏后氏の安邑、殷の亳、周の岐鄠のごとし。凡そ官治は京畿と同じ。  
07 嶺<sup>北</sup>等處行中書<sup>省</sup>和寧路総管府和林兵馬司、是に由りて焉に立てり。  
08 朝廷、無疆の計を<sup>垂</sup>創す。□かな。美しきかな。茲において年あり。兵馬劉公天錫、字は受之、汴梁の人なり。孝友にして純篤、親闈具慶なり。天曆中、  
09 上の命をけ、是の職に<sup>授</sup>任し、三載して□成る。父老請いて曰く、前の兵馬劉公のここに歴政するや、徳行に存し、言わずして信あり、擬して石に勒み、其の功德を紀さんことを。  
10 予に<sup>文</sup>を<sup>あそ</sup>びむ。予□名筆にあらず、已むを<sup>獲</sup>ず遂にこれを<sup>おれ</sup>諒い、その槩ねを識るさんとす。公の聴訟するや、片言これを<sup>き</sup>折き留めることなし。日の東にして作し、晡にして退く。  
11 先皇帝の大駕北より還り、行<sup>營</sup>駐蹕するに、百萬の供需は一に給する所、公の謨謀方略なり。力を集めずして辨じ、民に貸りて官に償い、命を奉じて失せず。公  
12 の<sup>忠</sup>勤、かくのごときならんや。獄に商人の致命するもの<sup>有</sup>り、莽萊に兇徒逃竄し、跡輿を尋ねることなく、その同行を疑う。公唯だ囹圄に追繫し、一ならず庸人の  
13 籍に還るを<sup>鞫</sup>驗し、部<sup>卒</sup>を遣わし数<sup>百</sup>里を遠しとせず地に詣りてこれを<sup>獲</sup>う。情を得て罪に坐し、前に繫がるところは咸これを<sup>釈</sup>す。公の明らかなること果たしてごとくならんや。歳に大旱、苗槁る。公沐浴齊戒して  
14 神祇に<sup>禱</sup>る。いまだ時を移さずして<sup>雷</sup>雨こもごも作る。明日を越えて<sup>沾</sup>い、百穀用て成るに足る。公の誠感かくのごとくならんや。社稷の壇墠いまだ建たず、公關きてこれを新たにす。  
15 三<sup>皇</sup>の廊廡いまだ備わず、公葺きてこれを完うす。この言を聴くや、その行ないを<sup>觀</sup>るや、公の徳政書すべきなり。天道それ順がわんや、人道それ昭らかならんや、地道それ  
16 敏ならんや、君臣之義それ□ならんや。昔召伯の教え南國に明かなり、民これを詩歌にして曰く、蔽芾たる甘棠剪るなかれ、伐つなか

- れ、召伯セウハクの茆カサりし所なり。その人を思いて
- 17 その樹を愛せん。この碑たるや蔽芾ヘイヘイの甘棠なり。後の人、公の徳政を思うや周人の召公を思うがごとしと云う。
- 18 至□二年歳在辛□十月甲子父老張山 周元 婁温 陳貴 張天祿  
常仲興 李温 趙融
- 19 周亨 馬君勝 王俊 曹政 裴全 宋懷徳 白良 楊徳 趙誠  
楊潤石を立つ
- 20 首領 仲實李伯顔普華

### (3) 碑陽の注

- 02 張思明については『元史』巻177に列伝があるが、彼が和林兵馬司儒学正であったことなど、カラコルムとの関係を思わせるような記述は全くない。
- 04～05 出典は『易経』周易説卦伝。「廣大悉備」は周易繫下伝にあり、これによって拓本では見えない□を補った。「人」・「義」共に拓本では見えないが、周易説卦伝から考えて間違いない。『和録』はすでに記す。
- 05 「贊化育」は『中庸』第12章が出典。
- 07 和林兵馬司の設置については、『元史』巻21、成宗本紀、大徳7年（1303）7月丙子（19日）に、「立和林兵馬司」とある。
- 08 「乗」は我々が採取した拓本では見えない。『和録』で補う。年号の「天曆」は1328～29年。
- 09 「来」も見えない。『和録』で補ったが、正しいかどうかは疑問。「到」の方がいいか。
- 10 上の□は副詞か。「固より」など。下の□は意味から「不」と思われる。
- 11 後述するように、本碑が立てられたのは至順2年（1331）であるので、「現皇帝」はその文宗トク・テムルである。となれば、「先皇帝」とはその兄の明宗コシラということになる。武宗カイシャンの長子であるコシラは、1311年の父の死後、仁宗時代の延祐3年（1316）11月～12月に延安で蜂起し、これに失敗するとアルタイ以西に亡命して中央アジアのチャガタイ家と同盟した。1328年に起きた「天曆の内乱」の際、元朝側に帰還し、1329年早々、カラコルムの地に入り即位を宣言した。ここでは、その際のことを記していると思われる。
- 13 「卒不」については、『和林金石録』は「立求」とするが、拓本によって修正する。「数□里」の□は当然数字であり、「百」が最も可能性が高い。
- 14 「神祇」については『和林金石録』は「神禮」とするが、拓本によっ

て修正する。□は「雷」の可能性が高い。『易経』に散見する。

15 □は「三皇廟」のことを指している可能性が高く「皇」を補う。

16 召伯を讃える詩は『詩経』が出典。

18 「至□二年歳在辛□」は、劉公が和林兵馬に就任したのが天暦中（1328・29）であること、その任期が3年であったこと、干支が辛□であること、それらから1331年の「至順二年」、干支は「辛未」であることが分かる。

## 2 和林兵馬司設置の背景とその職掌

さて、碑主の劉公こと劉天錫が就任した和林兵馬司の設置は、07の注で述べたように、『元史』によると大徳7年（1303）のことであった。劉天錫の就任は、天暦年間（1328～1329）であるので、設置されてからほぼ25年後のことであった。『元史』には、「和林兵馬司」の役割や職掌などの詳細は記されていないが、元代の兵馬司一般については、巻90、百官志、大都路都総管府の条に、兵馬都指揮使司という名称で次のような記載がある。

大都路兵馬都指揮使司、凡二、秩正四品。京城盜賊姦偽鞠捕の事を掌る。都指揮使二員、副指揮使五員、知事一員、提控案牘一員、吏十四人。至元九年、千戸所を改め兵馬司と爲し、大都路に隸せしむ。〈中略〉二十九年、都指揮使等の官を置き、其の後これに因る。一は司を北城に置き、一は司を南城に置く。

これによれば、至元9年（1272）、それまで治安維持のために大都に置かれていた千戸所が兵馬司に改められ、至元29年（1292）には、兵馬司に都指揮使等の官を置き、北城と呼ばれた大都城と、南城と呼ばれた金朝の旧都である中都城にそれぞれ設置したという。

同じく『元史』の巻101、兵志、弓手の条にも、

元制、郡邑に弓手を設け、以て盜を防ぐなり。内には京師に南北兩城兵馬司有り、外には諸路府所轄の州縣に、縣尉司、巡檢司、捕盜所を設け、皆巡軍弓手を置き、而して其の數は則ち多寡の同じからざる有り。巡邏を職とし、捕獲を専らにす。

とあって、兵馬司は大都城における捕盜など、城内の治安維持を主な目的として置かれたものであった。兵馬司は南北兩城に置かれたので、上にあるように「南北兩城兵馬司」、あるいは「南北兵馬司」、「諸南北兵馬司」などと呼ばれることもあった。

また、『元史』巻17、世祖本紀、至元29年（1292）閏6月辛卯朔には、

上都兵馬司を四品に陞せ、大都の如くす。

とあり、上都にも兵馬司が置かれたことが分かる。その設置の時期は明らかではないが、おそらく至元9年の大都兵馬司設置と時をそう隔てることなく、上都兵馬司も設置されたと考えられよう。もちろん、上都の治安維持が目的であったことは言うまでもない。

さらに、後世のことではあるが、『元史』巻92、百官志、添設兵馬司の条に次のような記事がある。

至正十年十月，中書省奏すらく、東南千里の外に妖氣見わる。合に兵馬司を四処に立て、防御の職を掌らしむべし。遂に大名兵馬司、東平兵馬司、済南兵馬司、徐州兵馬司を置く。

至正10年（1350）10月に、中書省の上奏によって大名兵馬司、東平兵馬司、済南兵馬司、徐州兵馬司が置かれており、「東南千里外、妖氣見」というのがその理由となっているので、至正11年（1351）に紅巾の乱が勃発したことを考えると、これらの各兵馬司設置は、その直前、各地で見られた不穏な動きに対する予防措置であったと思われる。いずれにせよ、兵馬司は、それらの地域の治安維持を目的に設置されたものであった。和林兵馬司に関しても、すでに陳得芝がカラコルムの治安維持を目的に設置されたことを指摘している〔陳1989、pp. 191-192〕。陳は『和録』に載る『劉公碑』もその根拠とした。しかし、陳は、和林兵馬司設置の際の背景については述べていないので、ここで改めて、設置時に立ち戻ってその背景を考えてみることにしたい。

和林兵馬司の設置が、『元史』巻21、成宗本紀によれば、大徳7年（1303）7月丙子（19日）のことであったのは前述の通りである。実は、同じく成宗本紀には、その翌日の丁丑（20日）のこととして次のような記事が見える。

都哇、察八兒、滅里鉄木而等、使いを遣わし兵を息むを請う。帝、安西王（成宗テムルの従兄弟アーナンダ）に命じ、軍士を慎飾し、駅伝を安置し、以て其の来たるを俟たしむ。

これは、1266年以来、長きにわたって続いた「カイドゥの乱」が、ようやく終結したことを示すものとして、よく知られている記事である。カイドゥはオゴデイ・カアンの子孫に当たり、反クビライ派のチャガタイ家の諸王、モンケの諸子やクビライと帝位を争って敗れたアリク・ブケの諸子らを取り込み、中央アジアに自立して元朝に対抗していた。しかし、1294年にクビライが他界し、さらに1301年に起きたアルタイ地方での決戦の後、カイドゥが死去すると、両陣営は一気に和解の道を歩み始め、カイドゥを継いだ息子のチャパル、チャガタイ家の当主ドゥア、アリク・ブケの子メリク



・テムルらが和議を求めてきた。それが、上記の記事である〔以上、村岡1988等参照〕。その記事の前日のこととして、和林兵馬司の設置について記されているのは、決して偶然ではあるまい。

実は、これより前、カイドウ存命の時から元朝に投降してくる者が増えつつあった。最もよく知られているのは、1296年に投降してきた、シリギの子でモンケの孫に当たるウルス・ブカ、アリク・ブケの子ヨブクルであろう。彼らは、当時モンゴル高原を治めていた晋王カマラに一時身柄が預けられ、カラコルム地域に留め置かれた。その間、彼らの処置をどうすべきか、宮廷内で論争があり、ウルス・ブカは、その不安からか、1万2千の軍でカラコルム市街地において掠奪行為を働き、甚大な被害をもたらしたという〔松田1983、p. 49、白石2001、p. 187、2002、p. 81〕。

1303年のドゥア、チャパル、メリク・テムルらの降伏以降はさらに投降者の数は増え続けた。1307年には、中央アジアからモンゴル西部に100万人以上の貧民が流れ込み（『元史』巻136、哈刺哈孫伝）、1308年には、貧民86万8千戸が流れ込んできた（『元史』巻22、武宗本紀、至大元年3月乙丑）。ウルス・ブカの例でも分かるように、投降者を数多く受け入れるのには大きなリスクを伴う。モンゴル高原唯一の大都市であるカラコルムの治安が悪化することは十分に予想された。このような治安悪化に備えて、和林兵馬司が設置されたのであろう。

その後、天暦年間（1328～1329）になり、劉天錫が和林兵馬司に就任した〔『劉公碑』（以下同じ）08－09〕。すでに述べたように、『劉公碑』は、3年の任期を終え、カラコルムを離れることになった劉天錫の業績を残すために作られ、至順2年（1331）10月に立石された。碑はまず『易経』の一節を引用しつつ、かつてモンゴル帝国の都であったカラコルムの重要性を説く〔02－06〕。ついで、兵馬司設置の経緯を述べる〔07〕。もちろん、元朝としてはあまり触れられたくない「カイドウの乱」に関連すること、その終結に伴う、カラコルムの治安の悪化に関することなどは全く述べず、当たり障りのないことだけを記している。

続けて劉天錫の字、出身、人となりを紹介し、皇帝の命を受けて和林兵馬の任に就いたこと〔08－09〕、そして、それ以降は彼の在任中の功績を列挙する形をとる〔10行目以降〕。11行目では、就任した頃に「天暦の内乱」があり、その際、亡命していたアルタイ以西の地からカラコルムに入り、即位を宣言した明宗コシラのために、必要物資を調達したことが特筆すべきこととして記されている〔11の注参照〕<sup>(2)</sup>。「カイドウの乱」終結後、しばらくは中央アジアでチャガタイ家とオゴデイ家の確執があり、元朝も関わって大きな変動があったが〔加藤1978および1982、杉山1983、pp. 355-359〕、天暦年間にはもはや中央アジア情勢も落ち着き、カラコルムで

も大きな事件が起こらなくなっていた。しかし、陳得芝が『劉公碑』から指摘したように〔陳1989、pp. 191-192〕、和林兵馬司は、その後も、罪人の捜査、補盜など、カラコルムの治安維持に当たっていたのである〔12-13〕。

### 3 和林兵馬司と漠地の録事司

ところが、『劉公碑』からは、和林兵馬司が治安維持だけでなく、そのほか様々な職権を有していたことが読み取れる。その職権とはおおむね次の通りである。

- (1) 簡易訴訟の仲裁や裁判権〔10・13〕
- (2) 政治情勢に応じての物資調達〔11〕
- (3) 社稷・祠廟の運営・管理〔14-15〕
- (4) 雨乞い（3と密接な関係にあるだろう）〔13-14〕

このように、和林兵馬司は、その名称からはおよそ想像がつかないような様々な職務をこなしていた。なぜ和林兵馬司は漠地の兵馬司とは違い、治安維持以外の職権も有したのであろうか。

このことに関連して、『元史』地理志に、漠地、特に江南地域の兵馬司について、注目すべき記事が散見する。次に列挙してみよう。

卷62、地理志、江浙等处行中書省

嘉興路：録事司。もと廂官を置き、元初、改ためて兵馬司と爲す。  
至元十四年（1277）、録事司を置く。

卷62、地理志、江西等处行中書省

袁州路：録事司。至元十三年（1276）、兵馬司を設く。十四年、録事司に改む。

臨江路：録事司。宋、都監司に隸せしむ。元の至元十三年、兵馬司を設く。十五年、録事司を置く。

江州路：録事司。宋、都監司に隸せしむ。元至元十二年、兵馬司を設く。十四年、録事司を置く。

卷63、地理志、湖広等处行中書省

天臨路：録事司。宋、兵馬司有り、都監これを領す。元の至元十四年、改ためて置く。

衡州路：録事司。宋、兵馬司を立て、在城民戸を分かちて五廂と爲す。至元十三年、改ためて立つ。

郴州路：録事司。兵馬司有り、至元十四年、改めて立つ。

全州路：録事司。舊兵馬司有り、至元十五年、改めて立つ。

武岡路：録事司。舊兵馬司有り、四廂を領す。至元十五年、改めて立つ。

すでに王民信が指摘するように〔王1970、pp. 406-407〕、これらの記事から、兵馬司は録事司の前身として位置づけられていることが分かる。このような例は江南の各路で見られる。つまり、旧南宋領地域の江南各路が領した録事司は、その多くが兵馬司を前身としていたのである。

録事司については、愛宕松男が、元朝の都市制度の特徴として代表的なものと位置づけ、路城の親治に当たる官庁であり、同時にその管区をも意味するとしている〔愛宕1938〕。たとえば、愛宕は、江浙等処行中書省の慶元路について次のように説明している。慶元路はかつての明州であり、元代に慶元路と改称されてからは、奉化・昌国の2州、鄞・象山・慈溪・定海4県、および録事司を領し、4県のうち、鄞県が明州城の倚郭をなしていた。明州城は、五代・宋を通じて、倚郭をなす鄞県の管下にあったが、元代になって慶元路の路城となると、鄞県は城内の行政に参与することができなくなり、代わって、城内の行政は録事司の専治に委ねられることになったという。

愛宕はさらに真定路と彰徳路を取り上げ、それによれば、真定路も、録事司と真定県の二つの官衙が、共に路城内にあったにもかかわらず、路城内の行政は録事司が専治し、真定県は紹城外のみを治め、彰徳路についても、路城内には、彰徳路総管府、録事司の治、安陽県の治と、三つの官衙が存在したが、路城内はあくまで録事司が治め、城外は倚郭をなす安陽県が治め、総管府も、路城内にありながら、路城内そのものを治める権利はなく、路が領する州や県を管轄したという〔以上、愛宕1938、p. 304〕。

愛宕は、このように、「従来都市の資格を最小限度に具備した県城においては勿論のこと、州城・府城といえども各々倚郭県を有し、上下一貫して制度上、県の支配下に置かれていた都市が、(元代になると)今や路城によって代表される大都市に限り、独自の市制を設けて県の支配を離脱し、これと対立する録事司の管理に委任された」と述べる〔愛宕1938、p. 303〕。『元史』巻17、世祖本紀、至元30年(1293)の末尾には、その時点で録事司が103を数えたことが記されている<sup>(3)</sup>。

では、録事司は路城内において、どのような職権を有していたのであろうか。愛宕が示した録事司の職権は次の通りであった〔愛宕1938、pp. 304-306〕。

- (A) 警察権(補盜・治安維持)
- (B) 租税徴収権
- (C) 裁判権
- (D) その他(書院の管理)

もともと「録事」という漢語は、「記録すること、記録する人」を意味する。それは、録事司に愛宕が言うように、租税徴収権を有しているのであれば、当然、徴収のための基礎台帳となる戸籍を記録することが、重要

な職務であったからであろう。民戸の把握が城内の治安維持にも繋がるのは言うまでもない<sup>(4)</sup>。

旧金朝領であった華北地域の録事司は、おおむね各路の設定と共に置かれたのに対して、旧南宋領の江南地域は、宋代にすでにあった兵馬司を、あるいは元朝がその地域を接收した直後に置いた兵馬司を、後に録事司に改めた例が多く見られる。後者の場合、おそらく、江南への侵攻の過程で、現地勢力の抵抗が続く地域に治安維持を目的とする兵馬司を城内に置き、ある程度の抵抗が収まった後に、華北と同じ録事司に改めるという手続きが取られたということなのであろう。兵馬司が録事司に改められるのが、元朝が江南を接收した時期、至元13年（1276）、14年（1277）に集中しているのはそのためである。

では、江南地域の録事司が兵馬司を前身としているということを踏まえ、漢地の録事司と『劉公碑』に記される和林兵馬司の職権とを比較してみよう。録事司の職権のうち（A）の治安維持に関しては、和林兵馬司も有していたことはすでに述べた通りである。（C）の裁判権は、和林兵馬司の職権（1）で示したように共通するし、（D）の書院の管理も（3）の「社稷・祠廟の運営・管理」と共通する。（B）も直接的ではないものの、「租税徴収」とは物品の徴収もあるとすれば、和林兵馬司の（2）の物資調達と繋がるものと言える。このように、和林兵馬司の職権は、漢地の録事司と共通する点が多い。

つまり、和林兵馬司と旧南宋領江南の路城内の録事司は、共に当初は治安維持を目的に「兵馬司」として設けられ、後に、路城内でそのほか様々な職権を有することになった点が共通しているのである。しかし、江南の路城内の兵馬司は、治安維持のほかの職権を有するようになった時点で「録事司」と改められ、一方、和林兵馬司は、そうであっても、名称が改まることはなかった。そのような違いはあるものの、和林兵馬司は、漢地の録事司に当たるものと結論付けらる。杜立暉は、各録事司について、行省政府の所在地である路総管府が置かれた路城には、全て録事司が置かれたと指摘しているが、嶺北行省政府の所在地である和寧路だけは、録事司を置いたかどうか不明であるとした〔杜2013、p. 55〕。しかし、これまでの考察によって、和寧路は、名称の違いこそあれ、漢地の録事司と同様の官衙が置かれたことは明らかである。

そうであるなら、いくつかの疑問が生じてくる。まず、なぜ、漢地の録事司のような官衙がカラコルムにおいても設置されるようになったのかということ。そして、それなのになぜ和林兵馬司が録事司と改称されなかったのかということ。この二点の疑問について、以下、当時のモンゴル高原の政治情勢を踏まえて考えてみることにしたい。

## 4 和林兵馬司とカラコルム

まず先に、なぜ和林兵馬司が録事司と改称されなかったのかということを考えたい<sup>(6)</sup>。和林兵馬司設置後のカラコルムを中心としたモンゴル高原の行政に関して、『元史』巻58、地理志、嶺北等処行中書省統和寧路総管府、和寧路の条を見てみたい。そこには、次のように記されている。

大徳十一年、和林等處行中書省を立て、淇陽王月赤察兒を以て右丞相と爲し、太傅答剌罕を左丞相と爲し、和林宣慰司都元帥府を罷め、和林總管府を置く。〈中略〉皇慶元年、(和林等處行中書省を)嶺北等處行中書省と改め、和林路總管府を改め和寧路總管府と爲す。

和林兵馬司設置から4年後の大徳11年(1307)に「和林等處行中書省」と「和林總管府」が置かれた。總管府は路を管理する官署なので、ここで「和林路」が成立したということになる。和林兵馬司が録事司に当たる職権を持つようになったのは、おそらくこの時、つまり、カラコルムが和林路の路城となったのとほぼ時を同じくしてのことであつたと思われる。そして、その時も、後に皇慶元年(1312)に「和林等處行中書省」が「嶺北等處行中書省」に、「和林路總管府」が「和寧路總管府」に改称された時も、和林兵馬司が「録事司」に改められることはなかった。

言うまでもなく、和林兵馬司は、漢地の録事司に当たる以上、和林路→和寧路の路城であるカラコルム城内を専治していた。筆者は、和林兵馬司が録事司に改称されなかったのは、そのカラコルム城内と漢地の路城内の住民の違いによるものだったと考えている。録事司に租税徴収の職権があつたことは前述の通りであり、それは、漢地の路城内には、租税徴収の対象となる「民戸」が存在していたからである。一方、カラコルム城内はどうであつたか。

『元史』地理志には、漢地の各路について戸数や口数が詳細に記されているが、和寧路の戸数・口数についての記述はない。モンゴリアの草原に、漢地のような徴税の対象となる戸口は存在せず、それはカラコルム城内においても同様であつたのではないだろうか。カラコルムの居住者として知られるのは、前述の通り、エルデネ・ゾー碑文に記されるように、様々な建造物の建設に関わつた多くの官僚たちであつた。

例えば、エルデネ・ゾー碑文の中の一つ、泰定4年(1327)の立石にかかる「和寧郡忠愍公廟碑」から、カラコルム城内の居住者を考えてみよう。この碑については、すでに松井太の研究があり[松井2013]、それによれば、この碑は、「トガチの反乱」で亡くなったジャライル部の碩徳(忠愍)

の功績を称えて立てられたものである。碑陽には、碩徳の出自から祠廟に祀られるまでのいきさつが記されている。彼は、ケシク（宿衛）として近侍した後に、嶺北等處行中書省に派遣され、延祐3年（1316）に武將トガチがアルタイで反乱を起こすと、力戦奮闘したが、トガチ軍によって家族ともども殺害された。そこで、嶺北行省の臣僚は、朝廷に事の顛末を伝えて彼の行ないを顕彰するよう求め、泰定3年（1327）に、彼を祠廟に祀ることが承認されたという。

碑陰には、事業関係者として、嶺北行省、和寧路、和林兵馬司の文武官僚の名が三段組みで列挙されているが、その最初の部分を以下に示す。

### 嶺北等處行中書省関係

資徳大夫嶺北等處行中書省右丞塔即吉  
 資善大夫嶺北等處行中書省左丞馬某  
 中奉大夫嶺北等處行中書省參知政事帖陳  
 中奉大夫嶺北等處行中書省參知政事李塔刺海  
 奉議大夫嶺北省左右司員外郎暗都刺  
 奉議大夫嶺北省左右司都事亦速福  
 奉議大夫嶺北省檢校官蕭守信 書吏王克弘  
 承直郎嶺北省照磨韓守益 高斌  
 承直郎嶺北省管勾張察罕不花  
 〈以下略〉

### 和寧路関係

朝列大夫和寧路達魯花赤兀都蛮  
 太中大夫和寧路總管賽甫丁  
 進義校尉和寧路同知也失哥  
 承務郎和寧路判官忽都帖木兒  
 奉訓大夫和寧路推官完顏榮祖  
 奉訓大夫和寧路經歷王孛羅帖木兒  
 承務郎和寧路知事譚澤  
 將仕郎和寧路提控案牘王克義  
 劉弘遠張革侯從道張瑄許恭祖  
 〈以下略〉

### 和林兵馬司関係

承直郎和林兵馬達魯花赤脱速[  
 承直郎和林付兵馬伯顔[  
 吏目郭崇節

司吏榮繼明劉德賀美牛恭祖〔  
譯史毛朶里別歹  
承務郎和林倉提舉扎馬魯丁〔  
奉訓大夫和林倉同提舉馬澤〔  
昭信校尉和林倉付提舉成塔海〔  
承務郎和林倉付提舉蔡汝霖〔  
〈以下略〉

本碑の意義は、この追善事業が、モンゴル高原の主要機関を挙げた一大事業であったことがうかがえるのと同時に、当時のモンゴル高原の行政組織の人員構成が垣間見えるところにある。

すでに前節で言及したように、漠地の路城内に存在した三つの官衙とその管轄権については、愛宕が彰徳路を例として、次のように例示している。すなわち、漠地の路城内には、路の総管府、録事司の治所、倚郭の県の治所と、三つの官衙が存在したが、路城内はあくまで録事司が治め、城外は倚郭をなす県が治め、総管府も、路城内にありながら、路城内そのものを治める権利はなく、路が領する州や県を管轄していた。さらに付け加えるならば、各行中書省の治所となる路などは、路城内に行省の官衙もあったのだから、このような路城には四つの官衙が併存していたことになる（例えば、河南江北等処行中書省の治所となる汴梁路は、路城内に、行省、汴梁路、録事司、倚郭の県である開封県・祥符県、それぞれの治所となる官衙があったと考えられる）。

カラコルム城に倚郭をなす県は存在しないが、行省政府の治所、和寧路の治所、そして城内を専治する和林兵馬司があり、その三つの官衙が併存していたことが「和寧郡忠愍公廟碑」を見れば明らかである。愛宕の言を流用するなら、「嶺北等処行中書省も和寧路総管府も、カラコルム城内に治所を置きながら、城内を治める権利はなく、行省や路が領する地域を管轄し、城内はあくまで和林兵馬司が治めた」ということになる。上記「和寧郡忠愍公廟碑」の三段組みの一覧は、〈以下略〉としたように、紙幅の都合でその一部に過ぎない。この三つの官衙には数多くの官僚たちが勤務しており、彼らのほとんどはカラコルム城内に居住していたのである。

また、その他のエルデネ・ゾー碑文からは、カラコルムに多くの宗教施設があったことが分かり<sup>60</sup>、それらを運営する官吏や宗教者も数多く城内に居住していたことが想定できよう。さらに、『劉公碑』には、何らかの罪を得て勾留された商人のことが記されており（12行目）、商人たちが数多くこの地を訪れ商業活動を行っていたに違いない。つまり、城内の住民は、そのほとんどが官僚、宗教者、あるいは遠方からやってくる商人で



あったと考えられる<sup>(7)</sup>。嶺北行省も和寧路もその管内がほとんど草原である以上、彼らの居住がカラコルム城内に集中するのは当然であった。

このように、カラコルム城内には、漢地の路城のように恒久的にいるような徴税対象者がなく、『劉公碑』にも、劉天錫の職務として租税徴収については記すところがない。となると、それに関わる台帳や記録の作成者を意味する「録事」を称する必要はなく、和林兵馬司は「録事司」と改称されることなく「兵馬司」のままであったのは、そのような理由からだったのではないだろうか。しかし、和林兵馬司は、漢地の録事司同様、和寧路の路城カラコルム城内において、治安維持以外の様々な行政を司る職権を有することになったのである。

## 5 元朝の漢地・モンゴリア地方行政の一体化

ではなぜ、成宗時代の大徳年間に、名称こそ兵馬司であったとはいえ、漢地の録事司のような官衙が、カラコルムにおいても設置されるようになったのであろうか。かつて、陳得芝は、嶺北行省の設置をモンゴル高原における晋王家をはじめとする諸王勢力の削減であり、その地を中央政府に組み込むことを目的とした、いわば中央集権化をはかったものであると指摘した〔陳1989、pp. 192-194〕。陳が指摘するように、成宗即位時にはモンゴル高原で晋王家が大きな力を持っていたのである。

クビライ時代、モンゴル高原は、シリギの乱の鎮定後〔シリギの乱に関しては村岡1985〕、まず皇子北安王ノムガンの統治下に入った。嗣子なく没したノムガンに代わり、モンゴル高原の統治を任されたのは、彼の兄チンキムの長子カマラであった。至元29年（1292）のことであった。『元史』巻29、泰定帝本紀、冒頭に次のようにある。

北安王（ノムガン）薨じ、顯宗（カマラ）、長孫たるを以て晋王に封ぜられ之に代り、太祖の四大斡耳朵及び軍馬・達達国土を統領す。

クビライ時代、モンゴリアは元朝の支配下にあったとは言え、チンギス・カン以来の遊牧集団が居住し、それを統括するのもノムガンやカマラのような遊牧軍団を率いる諸王であった。ノムガンはクビライの子、カマラはクビライの孫であるから、クビライ在世中には宮廷でこれが問題視されることはなかった。

しかし、クビライが至元31年（1294）に80歳で長逝すると、即位したのはカマラの弟、成宗テムルであった。カマラは、クビライ時代に引き続いて晋王としてモンゴリアを支配することになったが、成宗政権が、モンゴリアで大きな勢力を持つカマラを危険視するのは当然のことであった。それでも、カアンの兄カマラ在世中に成宗政権が目立った動きをすることはなかった。いまだ「カイドウの乱」が収まっておらず、元朝内部で諍いを



しているような状況ではなかったこともあろう。しかし、大徳6年(1302)、カマラが他界し、大徳7年にカイドウ陣営から和議の申し出があると、成宗政権は晋王家の勢力削減の方策に出る。そのことは、イスン・テムルが後に泰定帝として即位する際の詔が、『元史』巻29、泰定帝本紀に載せられており、その中に垣間見ることができる。

薛禅皇帝可憐見嫡孫、裕宗皇帝長子、我仁慈甘麻刺爺爺根底、封授晋王、統領成吉思皇帝四个斡耳朵、及軍馬、達達国土都[委]付来。〈中略〉在後、完沢篤皇帝教我繼承位次、大斡耳朵裏委付了来。

この即位の詔はモンゴル語直訳体白話風漢文であり、訓読が難しいが、すでに杉山正明によって現代日本語訳が示されており〔杉山1995、 pp. 140-143〕、その訳に異論をはさむ余地はなく、ここではそれに従い、引用しておきたい。ただし、読み手の理解の便を考え、( ) に筆者自身で説明を付しておく。

セチェン・カアン(薛禅皇帝=クビライ)は、いとおしき嫡孫にして裕宗皇帝(チンキム)の長子、わがいつくしみ深きカマラ・エチグ(甘麻刺爺爺、「エチグ」はモンゴル語で「父」)を封じて晋王を授け、チンギス・カン(成吉思皇帝)の4つのオルドを統轄させ、また軍・馬・モンゴル国土をすべてゆだねた。〈中略〉のち、オルジェイトウ・カアン(完沢篤皇帝=テムル)は、わたくしに位を継承させ、大オルドをゆだねたのであった。

ここで、イスン・テムルは、父カマラがクビライから委ねられたのは、チンギス・カンの4つのオルド、軍・馬・モンゴル国土の全てであったと言っているのに対し、自分がテムルから委ねられたのは、大オルドのみであったことを明言している。成宗政権は、カマラの子イスン・テムルに晋王位の継承は認めたが、チンギス・カンの大オルドの管理だけを命じ、かつてカマラの有したモンゴル全土の支配権については認めなかったのである。大オルドはこの頃、チンギス・カン祭祀の廟に変貌しており、その管理と祭祀儀礼の運営だけが晋王家の職務となった。

さらに、先述の通り、大徳11年の嶺北行省設置の目的が、晋王家をはじめとする諸王勢力の削減にあったことを陳得芝が指摘しているが、それに先んじて、成宗政権は、カマラの死の翌年、大徳7年(1303)に早くも和林兵馬司を設置したのである。「カイドウの乱」終結に伴う投降者流入による治安悪化に対するものであったことはすでに述べた通りであるが、本来なら、それはモンゴル本土を統治する晋王家の管轄であったはずである。しかし、成宗政権はそれを元朝政府自らが行なうことにした。カマラの死をきっかけに、モンゴリアの直轄化をはかったと考えられる。そして、大徳11年、和林等処行中書省、和林路を設け、さらに和林兵馬司には漢地の

録事司の役割を果たさせる、この方策に、成宗政権が、モンゴル本土にも漢地と同様の地方行政制度を敷くという強い意志が見て取れよう。

また、モンゴリアには晋王家以外にもチンギス・カンの子孫率いる遊牧軍団が展開し、いまだに大きな力を持っていた。かつてカイドゥ側に付き、このころ元朝側に投降してきたウルス・ブカなど第4代モンケ・カアンの子孫たちがいい例であろう〔村岡2013b〕。

成宗政権は、モンゴリアに漢地と同じように、行省、路、録事司（和林兵馬司）を置くことによって、行政制度の漢地・モンゴル高原の一体化をはかり、いまだ遊牧軍団を率いる王侯が力を持つモンゴル高原を、元朝政府の直接の支配下に置こうとしたのである。ここにおいて元朝では成立以来、初めて漢地とモンゴル本土に同一の地方行政制度が整うことになった<sup>(8)</sup>。和林兵馬司が漢地の録事司と同じ職権を有することが明確に記されている『和林兵馬劉公去思碑』は、14世紀初頭における元朝政府のカラコルム行政、ひいてはモンゴリア全体に対する政策の一端が明確となる重要な碑文であると言える。

## おわりに

以上、エルデネ・ゾーに所蔵される、モンゴル帝国時代のカラコルムに関係する碑文のうち、『和林兵馬劉公去思碑』から見る当時のモンゴル高原情勢を考察した。和林兵馬司は、14世紀初頭の「カイドゥの乱」終結に伴い、中央アジアからモンゴル高原への投降者が増加し、カラコルムの治安が悪化したことによって大徳7年（1303）に設置されたものであった。成宗政権は、さらに大徳11年（1307）に、嶺北行省と和林路を置き、和林兵馬司には録事司の役割を果たさせ、地方行政に関して、漢地とモンゴル高原の一本化をはかった。元朝は、モンゴル高原には昔ながらの遊牧軍団を配置し、皇族である北安王や晋王を通して間接的に支配するというクビライ時代の方策から脱却し、それら諸王の勢力を削減し、モンゴル高原への支配権を強めようとしたのである。「行中書省」、「路総管府」、「録事司（兵馬司）」という元朝特有の地方行政制度がモンゴル高原にも導入したことによって、初めて元朝は、漢地とモンゴル高原の地方行政が一本化されたのである。

本稿が考察した対象は、元朝時代（クビライ即位の1260年から1368年の漢地放棄まで）ほぼ100年間のちょうど中間に当たる時期のモンゴル高原であった。この頃、モンゴル高原の在り方は大きく変化したと言える。しかし、実は、それ以前、クビライ存命中のモンゴル高原、あるいは、それ以後、元朝政権が漢地を放棄してモンゴルに北帰するまでのモンゴル高原については、いまだ明らかにされていない点が多く、今後の重要な課題で

ある。それらが明確になった時にまた、本稿で明らかにしたことが意味を持ってくるであろう。

本稿は、平成25年度～27年度科学研究費補助金・基盤研究B「モンゴル国現地収集史料等による13～14世紀モンゴル高原史の再構成」（研究代表者：大阪国際大学名誉教教授・松田孝一）の分担研究者としての成果の一部である。

## 註

- (1) 以上のことについては、すでに、イスラーム修行道場兼宿泊施設ハーンカーがカラコルムに建設された記念に、1341年に立石された碑文を研究した際に指摘した〔宇野・村岡・松田1999, pp. 45-46〕。また、松井太は、エルデネ・ゾー所蔵のカラコルム関係碑文に見える官僚の名および官職名の総合索引を作成したが〔松井1999〕、これによっても、当時カラコルムには様々な出自の官僚たちが数多くいたことが明らかとなる。なお、ハーンカー建設記念碑については、後に磯貝健一・矢島洋一が改めて研究し、精緻な訳注を付しているので〔磯貝・矢島2007〕、合わせて参照されたい。
- (2) 「天曆の内乱」以降、アルタイ以西のチャガタイ家のもとに亡命していたコシラが、カラコルムに入って即位を宣言したことやその後の情勢については、杉山1995に詳しい。
- (3) 録事司の数については、『元史』世祖本紀以外の記録も精査し、王民信は111、韓光輝・何峰は127としている〔王1970, pp. 416-424、韓・何2008, p. 160〕。
- (4) 「録事」ならびに「録事司」に関して、唐代から元代にかけての通史的な研究としては蔡春娟2014がある。蔡は、元代の録事司については、就任した人物を具体的に挙げて論じているので参考になる。
- (5) 『元史』巻91、百官志、諸路総管府、録事司の条によれば、「若し城市民少なければ、則ち（録事）司を置かず、之を倚郭の縣に歸す」とあり、王民信は、これによって、録事司の設置が原則として戸数の多寡で決定したことを指摘している〔王民信1970, p. 413〕。和林兵馬司が録事司と改称されなかった理由として、戸数の少なさがあったと考える向きがあるかもしれない。しかし、これはあくまで名称の問題であり、これまで見てきたように、和林兵馬司が、路城内、つまりカラコルム城内を専治していた以上、他の漢地の録事司に当たる官衙として設置されたことは間違いなく、そうであれば、戸数の少なさが理由で改称されなかったということは考えられない。

杜立暉は、『元史』等他の史料に見えない「甘州路録事司」をカラホト文書中に発見し（前述の『元史』巻17、世祖本紀に記される至元30年時点での録事

司103の中にも、王氏信1970で指摘する111にも、韓光輝・何峰2008で指摘する127にも、甘州路録事司は入っていない）、甘州路のような規模の小さい路（1550戸。他の録事司と伴う路は、ほとんどが1万戸以上である）でも録事司が設置されている例があり、戸数の多寡だけでなく、その政治的な重要性も加味されて設置されたのではないかと指摘し、当時の甘州路の持つ重要性を述べている〔杜2013〕。カラコルムが、かつての帝国の都であり、帝室発祥の地であり、14世紀においても、モンゴル高原で唯一の大都市という政治的重要性を考えると、甘州路と同じように、路城内に録事司に当たる官衙が置かれても不思議はないだろう。

- (6) 例えば、松田・オチル2013から抜粋してみると、前述のハーンカーヤ和寧郡忠愍公廟のような民間信仰の廟のほか、同じく民間信仰の三皇廟、三靈侯廟、孔子廟である文廟、仏教寺院である興元閣など、宗教施設が数多く建立されていた。
- (7) このような状況は、すでに第4代モンケ・カアンの時代に見られたことであった。彼のもとを訪れたフランスの修道士ブルクはその旅行記の中で次のように述べている。「カラコルムの都市については、つぎのように申し上げます。カンの宮殿をのぞくと、それは、サン・ドニの村ほどの大きさもなく、サン・ドニの修道院は、その宮殿の10倍もあります。そこには二つの市区があります。一つはイスラム教徒の地区で、そこには多くの市が開かれていて、沢山の商人がここへ集まります。それは、いつでもその近くにある宮廷のためと、また、多数の使節たちのためとです。ほかの一市区は、みな職人であるカタイ人のそれです。この二市区のほかに、宮廷の書記たちの大邸宅があります。さらに、いろいろ異なった民族に属する異教の寺院が12、マホメットのおきてが公然と説かれるイスラム礼拝堂が二つ、それから、町の一番はしに、キリスト信者のための教会が一つあります」〔護1979、p. 259〕。商人が数多く訪れ、官僚たちの邸宅が建ち並び、多くの宗教施設があるという状況は、14世紀でも変わらなかったのではあるまいか。
- (8) 実はこのころ、成宗政権は、漢地で行なわれていた祠廟制度をカラコルムに取り入れている。例えば、三皇廟などは漢地の各地で制度化され、地方官には祭祀の実施と祠廟の経営が義務づけられていた。カラコルムでもその三皇廟やそのほか文廟、社稷なども存在しており、元朝の祭祀が漢地のみならず、モンゴリアでも機能していたことは注目される〔谷口2013、p. 87〕。ここにも、両地の一体化をはかる元朝政府の方策が見て取れよう。

## 参考文献

磯貝健一・矢島洋一2007「ヒジュラ歴742年カラコルムのペルシア語碑文」『内陸

- アジア言語の研究』22、中央ユーラシア学研究会、pp. 119-156（後に松田・オチル2013、pp. 237-266に再録）。
- 宇野伸浩・村岡倫・松田孝一1999：「元朝後期カラコルム城市ハーンカー建設記念ベルシア語碑文の研究」『内陸アジア言語の研究』14、中央ユーラシア学研究会、pp. 1-64.
- 愛宕松男「元代都市制度とその起源」『愛宕松男東洋史学論集』4（〈元朝史〉、1988年、pp. 299-324（原載は『東洋史研究』3-4、1938））。
- 加藤和秀1978：「チャガタイ・ハン国の成立」加藤1999、pp. 28-42（原載は日本オリエント学会編『足利惇氏博士喜寿記念オリエント学・インド学論集』国書刊行会、1978年）。
- 1982：「ケベクとヤサウル—チャガタイ・カン国支配体制の確立—」加藤1999、pp. 43-71（『東洋史研究』40-4、1982年）。
- 白石典之2001：『チンギス・カンの考古学』、同成社。
- 2002：『モンゴル帝国史の考古学的研究』、同成社。
- 杉山正明1995：「大元ウルスの三大王国—カイシャンの奪権とその前後—（上）」『京都大学文学部研究紀要』34、pp. 92-150.
- 1987：「西暦1314年前後大元ウルス西境をめぐる小札記」杉山2004、pp. 334-370（原載は『西南アジア研究』27、1987年）。
- 2004：『モンゴル帝国と大元ウルス』京都大学学術出版会。
- 谷口綾2013：「カラコルム三皇廟残碑（1331、1334）」松田・オチル2013、pp. 61-89.
- 松井太1999：「カラコルム関係碑文官職名・人名総合索引」森安・オチル1999、pp. 234-244.
- 2013：「和寧郡忠愍公廟碑（1327）」松田孝一・オチル2013、pp. 33-45.
- 松田孝一・オチル〔編〕2013：『モンゴル国現存モンゴル帝国・元朝碑文の研究』ビチェース・プロジェクト成果報告書、大阪国際大学
- 村岡倫1985：「シリギの乱—元初モンゴリアの争乱—」『東洋史苑』24・25、pp. 307-344.
- 1988：「カイドゥと中央アジア—タラスのクリルタイをめぐる—」『東洋史苑』30・31、pp. 175-205.
- 2013a：「和林兵馬劉公去思碑（1331）」松田孝一・オチル2013、pp. 47-60.
- 2013b：「モンケ・カアンの後裔たちとカラコルム」松田・オチル2013、pp. 91-121.
- 森安孝夫・オチル〔編〕1999：『モンゴル国現存遺蹟・碑文調査研究報告』、中央ユーラシア学会。
- 護雅夫1979：『中央アジア・蒙古旅行記』、桃源社。
- 王民信「元代録事司考」『宋史研究集』5、台北中華叢書編審委員会印行、1970年、

pp. 403-427.

陳得芝1989：「元嶺北行省建置考（下）」『蒙元史研究叢稿』、人民出版社、2005、  
pp. 170-200（『元史及北方民族史研究集刊』第12-13期、1989）。

韓光輝・何峰2008：「宋遼金元城市行政建制与区域行政区划体系的演变」『北京大  
學學報（哲學社會科學版）』45-2、pp. 154-161.

蔡春娟2014：「錄事參軍与元代的錄事司官」『隋唐遼宋金元史論叢』4、中國社會科  
學院、pp. 337-353.

杜立暉2013：「黑水城所出元代錄事司文書考」『文獻』2013年11月第6期、pp. 52-58.

『和林金石錄』清・李文田撰 清・羅振玉校訂 景遼居雜著本〔『石刻史料新編』  
第2輯第15冊所收〕（新文豐出版公司、1979年）

Atlas : V. V. Radloff, *Atlas der Alterthümer der Mongolei*, I-IV ( Arbeiten  
der Orchon-Expedition ). St. Petersburg, 1892-1899.